

報告事項

令和7年3月27日

弥富市都市計画提案制度の 手続要領について



都市計画提案制度とは

- ・画一的なものではなく、地域の特性や意向をふまえたきめ細やかなまちづくり
- ・住民が主体となったまちづくりに関する取組を都市計画に取り込んでいく方法
- ・都市計画法の第21条の2

都道府県又は**市町村**に都市計画の決定又は変更を提案することができる。(平成14年法改正)

近年の傾向

- ・主要な国県道沿いでの開発が進む。
- ・開発できる土地が少なくなっている。
- ・開発できるようにしてほしいという相談が増えている。

○都市計画提案制度の活用が今後想定されることから要領を制定した。



弥富市に提案できる都市計画

- ・「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と「都市再開発方針」を除くすべての都市計画のうち弥富市が定めるもの

例えば) 地域地区、都市施設、地区計画など

※区域区分は愛知県

提案できる者

次に掲げるいずれかに該当する者が提案できる。

- ① 提案区域内の土地の所有者、借地権者
- ② まちづくり活動を行うNPO法人、公益法人その他営利を目的としない団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社
- ③ まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体

提案の要件

次の要件をすべて満たす必要がある。

- ① 0.5ha以上の一団の土地の区域である。
(区域の境界は地形・地物等により定め、これにより
難しい場合は、町界・字界とする。)
- ② 都市計画に関する法令上の基準および総合計画
や都市計画マスタープラン等の方針に適合している。
- ③ 土地所有者・借地権者の総人数および総地籍の
2／3以上の同意を得ている。

提案に必要な書類

- ① 都市計画提案書(様式第2)
- ② 都市計画の素案(様式第3)
- ③ 土地所有者等一覧表(様式第4)
- ④ 同意書(様式第5)
- ⑤ 周辺住民等への説明に関する書類(様式第6)
- ⑥ 提案者として要件を満たすことを証明する書類

※その他市が提出を求める書類

提案の評価

提案を踏まえた都市計画の決定又は変更の判断のため「弥富市都市計画提案評価委員会」を設置し、次の事項を総合的に勘案して判断する。

- ①都市計画に関する法令上の基準に適合している。
- ②総合計画や都市マス等の上位計画に適合している。
- ③その他の関係法令、条例等に適合している。
- ④提案の区域内外の交通・環境・防災等に配慮され、実現性を含めまちづくりに寄与するもの。

弥富市都市計画評価委員会

弥富市都市計画提案 評価委員会設置要領

弥富市都市計画提案評価委員会（別表第1）

	職 名
委員長	副市長
委 員	総務部長
	市民生活部長
	建設部長

弥富市都市計画提案評価委員会検討部会（別表第2）

	部 名	職 名
部会長	建設部	都市整備課長
部会員	総務部	企画政策課長
		防災課長
	市民生活部	環境課長
	建設部	土木課長
		産業振興課長

※その他、必要に応じて計画提案の内容に係る課等の長

弥富市都市計画審議会への付議または意見聴取

○都市計画の決定または変更を行う場合

計画提案を踏まえ、市が原案を作成し、都市計画審議会に付議する。

×都市計画の決定または変更を行わない場合

計画提案の素案に理由を付して、都市計画審議会に意見聴取を行う。市の判断が不相当と認められた場合は、評価委員会で再度審査する。

都市計画提案制度の手続きの流れ

